

陳 情	受 理 番 号	153	受 理 年 月 日	令和6年7月10日	付 託 委員会	総 務
件 名	再審法改正意見書採択について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願
いいたします。

件 名 再審法改正意見書採択 について (陳情)

陳情の趣旨

- 1 再審における検察手持ち証拠の全面開示
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立（上訴）の禁止

上記の内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を議会において採択され、国へ提出していただきたく陳情いたします。

陳情の理由

1 罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは冤罪です。そして、その冤罪を晴らすため公判において提出された証拠やあらたな検証により判明した事象について再審を開始し裁判において審議することは、冤罪により人生を破壊され人格を否定された者に残された最後の機会であり、再審決定は法制度の正当性を回復するものでもあります。

しかし、再審開始が認められ無罪となる審議の過程では、常に検察の壁（捜査において収集された証拠の不開示・隠匿等）があります。ほとんどの証拠は強制捜査権をもつ警察・検察が持っていることは明白です。それらの証拠を検察の都合で提出されます。しかしその証拠の中に犯罪者とされた者の無実を証明する物があったとしたら冤罪の可能性がります。収集されたそれらの証拠をすべて開示する義務はないとするのが警察や検察の考えですが、通常審では公判前整理手続きを通じて、不十分ながら一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。

2 もう一つの壁は、裁判所の再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。(再審決定に対する即時抗告、特別抗告)これにより裁判は長期にわたる審議がなされ、事件そのものの審理ではなく手続きの問題で長期化していることが現状です。実例として2005年に再審決定がなされた「名張毒ぶどうしゅ事件」においては検察の即時抗告、異議申立てにより長期化し、当事者は89歳で無念の獄中死を遂げられました。袴田巖さんにおいては検察の即時抗告により再審決定が取り消され、最高裁では差し戻しされ、やっと静岡地裁で再審裁判が開始されました。これほど長い時間をかけることが必要なのでしょうか、現行の刑事訴訟法の再審の規定は、日本国憲法の39条をうけて、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツも、すでに50年以上前に再審決定に対する検察の上訴を禁止しています。

無実の者が誤った裁判により苦しめられているのであれば迅速に救済する必要があります。事実は裁判により判明させることこそが、法の趣旨・理念に沿うものだと言えます。是非、貴議会において「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を採択し、国へ提出していただくよう強く求めます。